

写

伊予市特別職報酬等審議会答申書

令和7年2月13日

伊予市特別職報酬等審議会

令和 7 年 2 月 13 日

伊予市長 武 智 邦 典 様

伊予市特別職報酬等審議会

会長 森 本 吉 徳

伊予市特別職の報酬等の額について（答申）

令和 6 年 1 2 月 2 日付け伊（総）第 2 6 8 号により本審議会に諮問があった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

1 はじめに

令和 6 年 1 2 月 2 日、本審議会は、市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議長、副議長及び議員の報酬の額の適正について諮問を受け、令和 7 年 1 月 1 6 日及び 2 7 日に審議会を開催した。

伊予市の市政運営においては、急速な少子高齢化の進展に伴い、社会福祉関係業務が増大し、更には地方分権化により地方公務員が直面する課題は、業務量の増加にとどまらず、複雑化・多様化している。

また、新庁舎等の大型施設は既に建設を完了しているところであるが、地方債の現在高や経常収支比率等が引き続き高い水準にあり、既存の公共施設に係る老朽化対策、物価高騰への対応などの課題も踏まえると、今後も限られた財源の活かし方に注視する必要がある。

一方で、経済情勢について、消費者物価指数は、令和5年11月以降、令和6年4月まで対前年同月比2%台の上昇で推移している中、「毎月勤労統計調査」では、名目賃金は引き続き増加しているものの、実質賃金は令和6年4月まで減少が続いており、物価の上昇に賃金の引上げが追いついていないという情勢の下、令和6年の春季賃金改定では、労使双方が、物価の上昇や人材確保上の必要性、企業業績の改善等を背景に、賃上げに前向きな姿勢を示している。また、いよぎん地域経済研究センター（IRC）による愛媛県内の民間企業への賃上げアンケート結果では、主な中小企業においても、1年前から約8割の企業が賃上げに前向きな回答をし、その勢いは、更に加速している状況にある。

このような中で、特別職の報酬等を検討するに当たり、委員の公平性及び中立性の立場で、市長、副市長及び教育長並びに議員それぞれの職務権限、責任の度合い等を勘案するとともに、本市の人口規模、財政状況、県内各市等の状況等関係資料の分析、検討を行い、また、昨今の人事院勧告、伊予市の経済状況等を考慮しながら意見交換し、慎重に審議を重ねた結果、次のとおり答申としてとりまとめることとした。

2 答申結果

（1） 市長、副市長及び教育長の給料の額及び改定時期

市長、副市長及び教育長の給料の額及び改定時期について、次のとおり答申する。

	市長	副市長	教育長
現行の給料額	865,000 円	671,000 円	562,000 円
答申の給料額	877,000 円	680,000 円	604,000 円
増減	+12,000 円	+9,000 円	+42,000 円
増加率	+1.4%	+1.4%	+7.5%
答申の改定時期	令和 7 年 4 月 1 日		

平成 17 年 4 月の市町合併時から今日まで、3 度の引き下げにより約 3 % の削減が行われており、また、平成 25 年 7 月から令和 3 年 4 月までの間、市長をはじめ、副市長、教育長の給料額の自主削減を実施している。一方、市政運営においては、厳しい財政状況に対応するため、事業の見直しや効率化を図り、積極的に行財政改革に取り組んでこられている。

また、今般の令和 6 年の人事院勧告により一般行政職の全等級の職員の給料月額が引き上げられたこと及び新型コロナウイルス感染症に係る対策時のように今後も、市長、副市長及び教育長については、これまで以上に社会的役割は増大し、その職責を担わなければならないことを踏まえると、少なくとも、本市一般行政職の最上位職にある部長級職員の令和 5 年及び令和 6 年の給料改定率の合計値 1.4 % と同等の改定は必要との結論に達した。また、教育長にあっては、近年の活動状況を勘案しつつ、県内自治体や類似団体（人口規模 3 万人から 4 万人未満の中四国内の市で、産業構造が伊予市と類似するもの）との給料額を比較して現在の給料の額に一定不均衡な差があると判断し、類似団体の教育長の平均給料月額と本市教育長の給料月額との乖離の差と、同じく副市長のそれとの乖離の差を一定程度、同じに確保するため、7.5 % 改定することが望ましいとの結論に達した。

改定時期については、特別職の常勤職員である市長等の給料額の改定は、一般職の給与改定が人事院勧告に基づき令和6年4月1日から遡及適用される考え方と異なり、本審議会の答申を得て、市議会に改正条例案を上程し、決定することを踏まえると、令和7年4月1日が妥当であるとの結論に達した。

(2) 議長、副議長及び議員の報酬の額及び改定時期

議長、副議長及び議員の議員報酬の額及び改定時期について、次のとおり答申する。

	議長	副議長	議員
現行の給料額	409,000 円	333,000 円	305,000 円
答申の給料額	441,000 円	370,000 円	348,000 円
増減	+32,000 円	+37,000 円	+43,000 円
増加率	+7.8%	+11.0%	+14.0%
答申の改定時期	令和7年議員改選時から		

議員等の報酬の額については、平成17年4月の市町合併時から今日まで、3度の引き下げにより約3%の削減が行われ、また、令和2年度に19名であった議員定数は、令和3年度からは、2名削減され、令和7年度の改選時には、さらに1名削減するなど、議会の改革に取り組んでこられている。

これらのことを踏まえた上で、議員の資質、努力や活動姿勢、意欲等についても意見が出されたが、県内自治体や類似団体の報酬額等を比較した上で、近年の物価高騰への対応、定数削減と議員報酬のバランス、議員のなり手の確保の観点等を踏まえ、増額が望ましいとの結論に達した。

その中で、市議会からは、議員報酬総額に対する市民一人当たりの負担

額（現行１，７８２円）を１，９６７円に引き上げ、指定の議員報酬額を要望されているが、委員からは今後の人口減少の推移から判断すると、議会提案の議員報酬額の算出方法が継続して妥当となり得るか、また、議員活動の論拠がないままに要望額を提示していること、非常勤職であるが故に本業と兼業の切り分けの困難性等について意見が出され、議員報酬額の妥当性に疑義が生じた。審議会としては議員の職責や役割は、本市一般行政職の中で事務方の中心的役割を果たす職責を有する係長級職員と一定程度類似するものと判断し、令和６年度係長級職員の平均給料月額３４７，６２３円を基本に、議員報酬額を３４８，０００円（１４．０％改定）とし、役職ごとの報酬バランス・公平性を考慮し、議会要望改定差額５万５千円に対する答申改定差額４万３千円の比率７８％を、それぞれ議長及び副議長の議会要望改定差額に乗じて得た額を議員報酬月額とすることが妥当との結論に達した。

改定時期については、議員定数削減が次回改選時からであることを鑑み、同時期からの改定が妥当であると判断した。

なお、議員には、報酬に加え、特別職と同じ支給割合の期末手当が支給されており、そのほかに政務活動費や行政視察等の旅費も支給されているが、これらの額は、伊予市の規模、財政状況等を考慮し、妥当かつ適正なものでなくてはならないことは言うまでもない。

この度の報酬額引き上げに伴い、議員一人ひとりが、議員としての資質向上に努め、議員活動内容を今まで以上に市民に対し明示するとともに、不適正な支出は一層削減する必要がある旨、付言として申し添える。

最後に、近年の急激な物価上昇等の社会情勢を踏まえると、特別職の適正な報酬水準を決める上で、本審議会の開催は、同様の時勢に応じ適宜開催することが望ましいことも併せて申し添える。